

川崎市学校施設有効活用推進会議設置要綱

令和4年1月7日
3川教生第1497号

(設置)

第1条 地域住民の大切な拠点である学校施設を有効に活用して、子どもも大人も生き生きと輝く地域を創っていくことを目指し、市内で相互に連携して総合的な取組の推進を図るため、川崎市学校施設有効活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市立学校の校庭、体育館、特別教室等の学校施設（以下「学校施設」という。）の有効活用の推進に関する事。
- (2) 学校施設の有効活用に向け、学校及び地域が連携しながら取組を進めるための協議及び調整に関する事。
- (3) その他学校施設の有効活用に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、担当副市長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第5条 推進会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整を行うため、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる職員のうち、第2条各号に係る内容に関連する職員をもって充てる。
- 3 検討部会の部会長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 4 検討部会の副部会長は、必要な場合に部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市学校施設有効活用推進会議

1	◎	市長
2	○	伊藤副市長（担当副市長）
3		加藤副市長
4		藤倉副市長
5		教育長
6		総務企画局長
7		財政局長
8		市民文化局長
9		健康福祉局長
10		こども未来局長
11		建設緑政局長
12		川崎区長
13		幸区長
14		中原区長
15		高津区長
16		宮前区長
17		多摩区長
18		麻生区長
19		教育次長

◎議長、○副議長 事務局：地域教育推進課

別表第2（第5条関係）

川崎市学校施設有効活用推進会議検討部会

		局部課名	補職名
1	◎	教育委員会事務局生涯学習部	部長
2		総務企画局秘書部政策調整担当	担当課長
3		総務企画局都市政策部企画調整課	担当課長
4		総務企画局公共施設総合調整室	担当課長
5		総務企画局デジタル化施策推進室	担当課長
6		総務企画局行政改革マネジメント推進室	担当課長
7		財政局財政部財政課	課長
8		財政局資産運用部資産運用課	課長
9		市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課	課長
10		市民文化局コミュニティ推進部区政推進課	課長
11		健康福祉局地域包括ケア推進室	担当課長
12		こども未来局総務部企画課	課長
13		こども未来局青少年支援室	担当課長
14		建設緑政局総務部企画課	課長
15		川崎区役所まちづくり推進部企画課	課長
16		幸区役所まちづくり推進部企画課	課長
17		中原区役所まちづくり推進部企画課	課長
18		高津区役所まちづくり推進部企画課	課長
19		宮前区役所まちづくり推進部企画課	課長
20		多摩区役所まちづくり推進部企画課	課長
21		麻生区役所まちづくり推進部企画課	課長
22		教育委員会事務局教育政策室	担当課長
23		教育委員会事務局教育政策室	担当課長
24		教育委員会事務局教育環境整備推進室	担当課長
25		教育委員会事務局学校教育部指導課	課長
26		教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター	担当課長
27		教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課	課長

◎部会長 事務局：地域教育推進課